

[別紙]

様式1

事業報告書

(自 令和 4年 3月 1日 至 令和 5年 2月 28日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 東内科医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県西海市西彼町喰場郷123番地

(3) 設立認可年月日 平成 1年 7月 21日

(4) 設立登記年月日 平成 1年 8月 1日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 東内科医院	長崎県西海市西彼町喰場郷 123番地	

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

該当なし

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年 4月 18日 令和4年度決算の決定

令和4年 10月 31日 医療法人の解散認可申請の決定

清算人の選定

残余財産処分の件

様式 3 - 4

法人名 医療法人 東内科医院

※医療法人整理番号

所在地 西海市西彼町喰場郷 1 2 3 番地

貸 借 対 照 表

(令和 5 年 2 月 28 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	26,027	I 流動負債	355
II 固定資産	2,106	II 固定負債	10,341
1 有形固定資産	(1,942)	負債合計	10,696
2 無形固定資産	(141)	純資産の部	
3 その他の資産	(23)	科 目	金 額
III 繰延資産	0	I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	7,437
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	17,437
資産合計	28,133	負債・純資産合計	28,133

様式4-2

法人名 医療法人 東内科医院

※医療法人整理番号

所在地 西海市西彼町喰場郷123番地

損 益 計 算 書
(自 令和4年3月1日 至 令和5年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	18,936
2 事業費用	14,627
本来業務事業損失	4,309
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	4,309
II 事業外収益	1,827
III 事業外費用	0
経常利益	6,136
IV 特別利益	0
V 特別損失	543
税引前当期純利益	5,593
法人税等	81
当期純利益	5,512

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式2

法人名 医療法人 東内科医院

※医療法人整理番号

所在地 西海市西彼町喰場郷123番地

財 産 目 録

(令和5年2月28日現在)

1. 資 産 額	28,133	千円
2. 負 債 額	10,696	千円
3. 純 資 産 額	17,437	千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	26,027
B 固 定 資 産	2,106
C 繰 延 資 産	
D 資 産 合 計 (A+B+C)	28,133
E 負 債 合 計	10,696
F 純 資 産 (D-E)	17,437

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

監事監査報告書

医療法人 東内科医院
清算人 東 眞一郎 殿

私は、医療法人 東内科医院 の令和 5 会計年度（令和 4 年 3 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 4 月 20 日

医療法人 東内科医院

監事 大島 靖子